

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づき主務大臣が定める動物及びその防除に伴う運搬に係る要件(告示案)」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の一部を改正する件」に関するパブリックコメント実施結果について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づき主務大臣が定める動物及びその防除に伴う運搬に係る要件(告示案)」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の一部を改正する件」に関するパブリックコメントを、令和5年2月10日(金)から、同年3月11日(土)まで実施した。

その結果、意見提出のあった提出者数は0人であり、意見数は0件であった。

なお、本パブリックコメントとは関係のないオオクチバスに関する意見が8件寄せられた。